

令和5年

第2回 農業委員会総会（月例会）議案

令和5年2月7日

前橋市農業委員会

令和5年 第2回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和5年2月7日午後2時01分
- ・閉会日時 令和5年2月7日午後3時41分
- ・開催場所 市庁舎11階北会議室

・出席委員（23人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸	17番 小堀 清
18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄
22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘	

・欠席委員（1人）

13番 矢端 晴美

・事務局出席者

事務局長 藤井 義嗣	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 篠崎 菜穂子	副主幹 福田 邦夫
主任 殿岡 正敏	主任 寺田 恵美	主事 柴野 雄介	主事 星野 晴香
専門員 齋藤 孝朗	嘱託員 古市 直子		

・付議事件

- (1) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第9号 農地法の規定による許可申請の取消しについて（5条）
- (3) 議案第10号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (4) 議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (6) 議案第13号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- (2) 令和5年度農地等の利用最適化の推進施策に関する意見について
- (3) 農用地利用集積促進事業奨励金の審査について
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

藤井局長	<p>それでは、定刻を過ぎてしまいましたが、本日の出席予定の委員の方、全員お揃いでありませす。これより令和5年第2回農業委員会総会を開催させていただきます。</p>
	<p>開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
深町会長	◇(挨拶)
藤井局長	<p>続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、13番 矢端晴美委員の1名でございます。従いまして在任委員24人中23人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は、随時、受付をさせていただきますので、ご了承ください。</p>
	<p>ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。</p>
	《深町会長、議長に就任》
議 長	<p>それでは、令和5年第2回農業委員会総会を開催させていただきます。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。9番 関 けい子委員、10番 伊能 良雄委員をお願いいたします。</p>
	<p>総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言することとなっておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>
	<p>それでは、早速、議事に入ります。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。</p>
寺田主任	◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)
	<p>以上、整理番号8番、11番を除く1番から7番、9番から10番、12番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
1番委員	<p>1番です。整理番号1番、2番、7番が贈与になっていますが、譲受人と譲渡人の関係を、細かいようですが、教えてください。</p>
寺田主任	<p>整理番号1番については、隣の農地を耕作している方に譲りたいということで、贈与になっています。申し訳ありませんが、整理番号2番については確認をしていません。整理番号7番も確認をしておりません。すみません、以上になります。</p>
1番委員	<p>農地の固定資産税を、多かれ少なかれ支払っていくのではないかと思います。贈与で、農地を簡単にあげるよ、と農家の人はあまり言わないのが一般的かと思います。親戚や親子なら良いのですが、全く見ず知らずの人に、贈与はあまりしないのではないかと思います。できるだけ確認を事務局の方でしていただいた方がよろしいかと思います。</p>
深澤係長	<p>贈与の経緯を確認した上で、後ほど、連絡いたします。</p>
議 長	<p>よろしいですか。他の方、ございませんか。</p>
20番委員	<p>20番です。整理番号12番の私の地元の方ですが、他市で農業をされていた方が、結構、広い面積を耕作するようですが、この農地は点在しているところですか。以前、何か作られていたところでしょうか。知りたいと思ひまして、質問しました。</p>
寺田主任	<p>こちらにつきましては、農地の所在はだいたい同じようなところにかたまっています。以前に何を作っていたかということは確認がとれていません。今回の申請は譲受人の方が空き家を譲渡人から買ったときに、一緒に農地も買ってください、という話があって、このような広大な面積を買うことになったと伺っております。</p>
20番委員	<p>空き家を買って、農地も一緒にということですか。</p>
寺田主任	<p>農地付き空き家とは違うのですが、そのような相談があって、空き家とあわせて周りの農地も買うことになったと聞いております</p>
20番委員	<p>その農地が前は耕作されていたか、されていないかは分からないのですよね。</p>

寺田主任
20番委員
議長
そこは確認が取れていなくて、すみません。
分かりました。
他、どうでしょう。なければ採決をしたいと思います。
整理番号8番、11番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行います。整理番号1番から7番、9番から10番、12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)
議長
全員賛成でありますので、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号8番、11番は5条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から7番、9番から10番、12番を許可とすることに決定いたします。
次に、議案第9号 農地法の規定による許可の取消し第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

望月副主幹
議長
◇(議案書・順次、整理番号、取消理由、転用目的等を朗読、説明)
事務局の説明は終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

17番委員
望月副主幹
17番です。このような物件で、契約してから心理的瑕疵があったということで、契約が破棄できるという条文はあるのですか。
今回のケースのように譲渡人が契約不適合責任ということで、法令はわからないのですが、その関係で、契約を破棄することができるということです。今回、事実が判明したのは、譲渡人のうちの1人の方から譲受人に、農地転用許可後に、実は昔、このようなことがあったのだけれど、と話があったそうです。該当の土地の譲渡人からではありません。結果的に、開発許可の手続きや、測量の手続きなどの費用については、該当の土地の譲渡人が、譲受人に全額、支払ったそうです。心理的瑕疵があった土地はそのまま、それ以外の土地は利活用したいという方向で、あくまで、既存の住宅1棟を居抜きで貸住宅にするということで、話がようやくここまでまとまったと聞いております。

17番委員
望月副主幹
法的に根拠となる契約不履行ということがあるのですね。結構、微妙ですね。
例えば、マンションなどで、自殺などがあった場合、その後、最初にAさんが住むとすると、不動産売買の関係で、重要事項説明でしっかりそこは伝えなくてははいけません。ただ、その後、Bさんが住む際には、そのことは伝えなくて良いというように、いろいろ細かく決まりがあります。

17番委員
望月副主幹
それは分かります。ただ、更地にしてしまえば、分からなくなってしまいませんか。
今回、ここに建売住宅を譲受人が建てた後に、その事実が判明した場合は、裁判などになるような話だったようです。その前に何とか収まったという事実があります。

17番委員
議長
分かりました。
事務局、すみません。資料に現地・面接調査の「現」が入っていますが、先ほど話した内容で良いということですか。

望月副主幹
議長
令和4年11月の許可のときに現地調査をしています。取消しなので、どうしても記録が残ってしまいます。
他になければ、採決をいたしますが、よろしいですか。
整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長
◇(挙手)
議長
全員賛成でありますので、議案第9号 農地法の規定による許可の取消し第5条許可については、整理番号1番を承認することに決定いたします。
次に、議案第10号 農地一時転用許可期限延長願第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹
議長
◇(議案書・順次、整理番号、申請理由、延長期間等を朗読、説明)
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします
◇(意見、質問等なし)

議 長 意見等ないようですので、採決をさせていただきます。
整理番号1番を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第10号 農地一時転用許可期限延長願い第5条許可について、整理番号1番を承認することに決定いたします。
次に、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

望月副主幹 ◇(議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明)
以上、整理番号1番から3番については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。
5番委員 整理番号4条の3番。現地・面接調査案内図1ページから15ページをご覧ください。申請地は前橋市立宮城中学校から北東約1.3kmに位置する農振農用地域内にある農地です。東側、西側は市道、北側は畑で、南側は花梅の木が植栽されていました。面接には本人が来られました。土地が斜面で、豪雨による土が流失しやすく、耕耘作業もやりにくいいため、営農型太陽光発電装置を設置し、下部農地では柑橘を栽培したいとのことです。太陽光発電施設は初めてで、申請施設では295w、220枚の設置で、発電量は64.9kw、売電単価18円、年間売上160万円の見込み、設置費用は1,500万円ほどだそうです。本人は元教員で、電機については知識があるようです。維持管理は免許があるので、本人であるか、または業者を考えているとのことです。下部では温州ミカンと中晩柑を栽培するとのことです。中晩柑というのは温州ミカンが採れた後にできあがるミカンのことで、馴染みの深いものでは、イヨカン、ハッサクで、最近では違う品種もたくさん出ているようです。すでに300本の苗木を他の畑に植えてあり、樹間1m×4mで、パネル下部に植え替える予定だそうです。農業機械はトラクター、管理機、草刈り機等、必要と思われるものはあるとのことです。栽培技術は柑橘類に関する書籍や資料を参考にしたり、勢多農林高等学校のミカン栽培をしている先生にも相談にのってもらっているとのことです。営農者は本人と妻の2人、売り先は直売所、ネット販売を考えているとのことです。事業実施に際し、設置後のトラブル回避のため、周辺農地所有者への説明もします、とのことです。調査班としては、被害防除対策が取られていることや、太陽光下部における営農意欲の確認もできましたので、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

4番委員 4番です。整理番号1番の太陽光パネルの移設ですが、家屋解体ということは、家屋の上についていた太陽光パネルを移設するのでしょうか。そのあたりのことを聞きたいのですが。

望月副主幹 当該地の西側に母屋の一般住宅が建っており、屋上部分に太陽光パネルが設置されていたということです。今回、母屋を建て替えるにあたり、隣の農地を最大限、太陽光で利用したいという意向があつて、申請に至ったと聞いております。契約も、まだ、かなり残っていたようで、なんとか利活用できないかということで、住宅から見て東側の農地が十分な敷地があつたので、今回、太陽光として使うような計画を立てたと聞いております。以上です。

4番委員 パネルを増やすということですか。

望月副主幹 代理人から聞いている話では、数は増やすということです。土地利用計画図などを見ましたが、とても屋根でまかないきれぬようなパネルの枚数ではありませんでした。ただ、審査の段階で、枚数など何枚多くなるかということころまでは、詰めて確認はしていないのが現状です。

4番委員 太陽光専用の転用の許可がおりるとということですか。

望月副主幹 そうですね。営農型太陽光ではなく、あくまで太陽光発電施設ということです。

議 長 よろしいですか。他、ございませんか。なければ、採決をしたいと思います。
整理番号1番から3番を許可とすることに 賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第11号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から20番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

佐藤副主幹 ◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号1番から17番、20番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 なお、整理番号3番から4番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

5番委員 (3班班長) 報告します。整理番号5条の3番、4番。現地・面接調査案内図16ページから24ページをご覧ください。申請地は前橋市立元総社北小学校から北北西約350mにある農用地区域内にある農地です。面接には申請法人の社員1名と代理人の行政書士、2名で来られました。既存貯蔵出荷施設を新築した当時のグループ養鶏数が100万羽でしたが、現在、420万羽までに増加し、既存施設では賄いきれなくなる見込みであり、隣地に施設の拡充をしたいとのことです。申請法人は農場3か所とパッキングセンターを持ち、従業員数80名弱、飼養頭羽数180万羽、売上高は令和4年度で40億円、主な出荷先はスーパー、JA全農等です。申請施設ではロボットによるパック詰めラインが導入される予定で、現在、1日5t、月150tの取扱量が1.5倍から2倍に増える見込みとのことです。建設にかかる経費は5億円弱で、従業員は20名ほど増えるそうです。土地の盛土、切土、埋土はなしで、そのまま利用し、営業時間は8時から17時15分で、外灯は付けません。鶏卵は洗浄済のため排水処理施設は設けません。雨水は自然浸透、オーバーフローのみ東側側溝へ放流します。隣地との確認はこれから行いますとのこと。フェンスは防疫のことも考えて、これから検討するとのことでした。調査班としては施設の必要性が確認でき、被害防除対策も取られていることから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

一つよろしいですか。今、現地・面接調査の報告をいただいた案件ですが、増築の面積自体が8,000㎡くらいあると思いますが、既存が5,500㎡くらいですが、この扱いについては、特段、問題がないということで理解してよろしいですか。1/2の規定がありましたよね。

深澤係長 こちらは農業用の施設なので、農振除外ではない案件です。用途区分変更により手続きをしているものなので、追加で転用するという内容です。

議 長 これは農業用施設ですか。

深澤係長 はい。農振の青地のままということになります。

議 長 分かりました。ありがとうございます。

他になければ採決をしますが、よろしいですか。

整理番号18番から19番は3条申請と関連があるために、後に一括して審議を行います。整理番号1番から17番、20番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号18番から19番は3条申請と関連があるため、後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から17番、20番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

1時間ほど経過しましたので、ここで、暫時、休憩といたします。5分間の休憩でよろしいですか。5分後に再開いたします。

(※暫時、休憩)

議 長

それでは再開をさせていただきます。

先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号8番、11番、農地法第5条の整理番号18番から19番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

寺田主任

◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明)

以上、整理番号8番、11番の申請については、事務処理基準に基づく許可条件を満たしておりますので、ご報告いたします。

佐藤副主幹

◇(議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明)

以上、整理番号18番から19番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長

なお、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いいたします。

5 番委員

報告します。整理番号3条の8番、5条の19番。現地・面接調査案内図25ページから49ページをご覧ください。申請地は、カネコ種苗ぐんまフラワーパークから東約2.5kmに位置する農用区域内にある農地です。面接には代理人の行政書士と営農事業者の社員の2名で来られました。3年前に設置された太陽光発電施設を前事業者から、当該申請地の事業所の譲渡を受け、営農型太陽光発電を運営したいとの申請です。事業者の変更になります。事業所拠点は三重県ですが、関東では千葉県で太陽光発電施設を持っているとのことです。申請施設の概要として、275w、928枚、発電量254.3kw、売電単価36円、年間売上1,200万円程度の予定だそうです。維持管理は東京の会社が行うとのことです。下部農地ではミョウガを栽培するとのことです。前事業者から2年前に下部農地、作物は同じミョウガを引き継いできましたが、栽培がうまくいかなかったということです。今年からは肥料を入れ、土づくりからしっかりやり、収穫量1.2t、売上854,000円を目標にしていきたいとのことです。営農事業者は茨城県でコメ、サツマイモ等を栽培しており、群馬県では桐生市、太田市でも営農をしています。申請地の営農も一緒に2人から3人の社員、パートで管理するとのことです。農業用機械、トラクター等の保管は太田市に拠点があり、出荷作業等も太田市で行うとのことです。調査班としては、下部における具体的な営農意欲の確認もできたので、許可相当と判断しました。

(3 班班長)

続きまして、整理番号3条の11番、5条の18番。現地・面接調査案内図50ページから64ページをご覧ください。申請地は、あいのやまの湯から西南西約830mに位置する農振農用地域内にある農地です。面接には申請法人の社員1名、営農事業者の社員の1名の2名で来られました。申請法人は太陽光発電事業、及び電力発電事業を営んでいる会社で、以前より申請地の近くに同様の施設を持っており、これらの事業の拡大をはかりたく申請したとのことです。下部営農では、カボチャの栽培を計画しているとのことです。申請法人は海外も含めて、200か所の太陽光発電施設を持ち、そのうち営農型は70か所あるとのことです。申請地では、605w、260枚、発電量は139.1kw、売電単価13円、年間売上200万円を見込んでいます。設置費用は2,500万円で、維持管理は高崎市の業者が行うとのことです。下部営農にカボチャを選んだ理由として、申請地付近は、今までの施設がすべてカボチャなので、やりやすいことと、保存期間が長いことだそうです。収穫量は10a当たり、最大4tを目指しているそうです。農業従事者は正社員2名、パート6名で、前橋地内の他の農場と共に管理するとのことです。収穫したカボチャはグループ店舗にて販売するとのことです。保有農業機械はトラクター2台と管理機で、保管は高崎市箕郷町でしているということです。周辺農地の日陰の影響はなく、周辺農地所有者への説明は、工事の始まるタイミングで行うとのことで、設置後のトラブル回避のための対策もとられています。また、西側は崖地のため、注意し、周りにはアニマルネットで囲いをするとのことです。調査班としては、被害防除対策が取られていることや、転用の確実性、実行性が確認できたことから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、

ご質問ございましたら、お願いいたします。

16番委員

16番です。整理番号3条の8番、5条の19番は太田市の業者が営農者ということですが、今まで、営農にかかる距離など、面接で随分、聞いているのですが、この位の距離は許容範囲で良いのですか。それから、良く営農型太陽光の下でミョウガを作るという話を聞くのですが、市内で、実際にミョウガはできるのですか。できているところがあるのかを聞きたいのですが。

深澤係長

こちらの営農者は、太田市ではなく茨城県の業者になります。こちらは、今回が初めてではなく、2年前に農地法3条で土地を借りて、営農を始めるということで、許可をしました。今回は、その継続の手続きをするということです。農地法3条の許可は出ているので、営農の許可は今回の案件には出てきません。農地法3条は一時転用ではないので、2年前に借りて、粛々と続けるということになります。

16番委員

先ほどの説明では、替わると言っていた気がするのですが、営農者は替わらないのですか。

深澤係長

営農者は変わりません。

16番委員

上の施設だけですか。

深澤係長

上の施設だけ替わるということで、その申請です。ミョウガについては、実際にミョウガを作って、出荷しているところはありますが、作付けをした内容と出荷しているところのバランスがどういうものなのかの詳細は確認できていません。実際にミョウガを作って、売っているという事例はあります。以上です。

16番委員

なかなか納得できないところはありますが、分かりました。

19番委員

営農型太陽光というのは3年に一度、見直しをするわけですが、整理番号18番は10年間の賃貸借の契約期間がありますが、3年の見直しがなく、いきなり10年間の賃貸借をして良いのか、事務局に聞きたいのですが。

深澤係長

お答えします。制度改正により、平成30年に認定農業者等の担い手の場合は10年以内ということに変わっております。あくまでも、認定農業者の場合は営農を確実にできるという考えのもと、3年ではなく、長くても良いのではないかとということで変わったものです。

19番委員

分かりました。

18番委員

よろしいですか。18番です。整理番号18番の件です。この会社は、すでにカボチャを栽培していますよね。今回の場合は、実際問題、収穫の見込みが書いてありますが、同じ会社でやっている過去の栽培実績例はありますか。

深澤係長

お答えします。この関連の会社ですが、前橋市内の国道353号線より北に施設を持っていました。昨年秋に、上の太陽光発電施設自体を関連会社に移転したいということで、移転した経緯があります。下部については、1年目は緑肥を育てて肥料とし、2年目から、実際にカボチャを植えることになっています。まだ、実績は出ていません。

18番委員

以前にも指摘したのですが、この会社は、資料に農業経営収支が書いてありますが、これは会社全体のものですね。

深澤係長

お答えします。過去の3年間については、分けているわけではありませんので、他の野菜等が、全て含まれているかたちになります。

18番委員

だから、結局、どのような方法で作ったか、全く分からないので、結局、パネル下部の実績というのは出ていないと思うのですが、それをはっきりした方が良いのではないのでしょうか。

深澤係長

これについては毎年2月に報告をする義務がありますので、作った場合は、これくらい作りました、と報告いただいております。作っていない場合には、なぜ作れなかったのか、作付けの準備をしている、太陽光の設置が遅れた、などの内容を回答いただき、報告をしていただいているものです。

18番委員

この農業粗収入に「野菜苗」とありますが、パネル下で野菜苗も作れるのですか。

深澤係長

こちらの過去の3年間については、申請地ではない部分も、当然、含まれています。報告については、どれくらい採れたかということで、収支ではありません。あくまで、取れた量と品質について報告していただいております。

18番委員

結果的に、8割の収穫があったか、なかったかは、現実に報告を受けていないということですか。

深澤係長 作付けをしていないので、報告は受けていません。

18番委員 過去の3年間の収支は出ていますよね。会社全体の収支は出ていますが、パネル下の収支が出ていないということですね。

深澤係長 収支での報告は求めていますので、それぞれの場所で、どれだけ採れたかというのは報告をいただいております。

18番委員 何が採れたか分かりませんか。

深澤係長 それは報告をもらって、野菜を作っているのであれば、野菜の内容とキロ数を報告いただいております。

18番委員 収支に出ている「野菜苗」は、太陽光発電のパネル下とは全く関係ないということですね。野菜苗は営農型太陽光のパネル下の施設で作っているというわけではないのですね。

深澤係長 そうです。

18番委員 別に、これは載せる必要がないと思います。現実には、結果が分からなくなってしまうだけです。余計なものがあると、かえって資料では、実際に営農型で栽培した収量が分かりづらくなると思います。

深澤係長 作っていない場所では、「0」で報告いただいた方が良いということですか。

18番委員 あえて、なるべく出さない方が良いと思います。

深澤係長 そうすると、この会社の経営自体が分からないことになります。

18番委員 自分の考えとしては、経営が分からなくても、営農型太陽光の下でやった経緯が分かれば良いと思います。そちらの方が大切ではないでしょうか。

深澤係長 実際には、営農型太陽光の場所だけを注視することはできないので。

18番委員 それができないと、結局は8割収量の目標が分からなくなってしまうと思います。はっきりしないと、あやふやになってしまうと思います。

深澤係長 それを、毎年、それぞれの太陽光の下ごとに、報告してもらっています。

18番委員 それは、結局は8割をクリアしているわけですか。

深澤係長 クリアしている、あるいは、もし、クリアしていない場合は、理由を付けた上での報告をしていただいております。

18番委員 結果的に、8割をクリアしていない場合は、何か理由を付けて報告が出ているのですね。

深澤係長 今、ここでは確認ができていません。

18番委員 言えることは、今まで、8割をクリアできていないのに、この会社は営農型太陽光を増やしていますよね。先ほど、県内何十か所あると言いましたけれども。自分では、なかなかできなくて、8割をクリアしていなくても、8割収量があると捉えられてしまうと思います。以前、勉強したことがあるのですが、前の施設を改良して作っている、と言っていました。明らかに、自分で、前は8割採れていなかった、と言っているようなものだと思います。ある程度、8割採れていなかったら、止めた方が良い、と言った方が良い気がしますけれどもね。

深澤係長 毎年、報告をもらっている中で、それがクリアできていない場合は、改善をする、止める、ということを選択肢として検討するようお伝えをしています。

18番委員 なかなか、そうはいかないということですね。

深澤係長 そこまで、ずっと営農型太陽光の管理だけをしているわけではないので。このままの営農型太陽光では良くないので、場合によっては、ID自体が取り消しになってしまいますよ、売電ができなくなりますよ、という助言は、当然、させていただいております。

18番委員 分かりました。

議 長 他に何かありますか。採決してよろしいですか。それでは、採決をさせていただきます。

農地法第3条の整理番号8番、11番、農地法第5条の整理番号18番から19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号8番、11番、農地法第5条の整理番号18番から19番を許可とすることに決定いたします。

続いて、議案第13号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定に

ついて、審議に入ります。申請関係者に議席番号8番委員が該当しますので、8番委員の退室をお願いいたします。

(※8番委員、退室)

議 長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

齋藤専門員 ◇(議案書の朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見・質問等なし)

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。

議案第13号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第13号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定といたします。

それでは、議席番号8番委員の入室を許可いたします。

(※8番委員、入室)

議 長 続きまして、協議事項(1) 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

殿岡主任 ◇(別途資料の朗読、説明)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。

農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、協議事項(1) 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取については、原案を承認することに決定といたします。

次に、協議事項(2) 令和5年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見について、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

柴野主事 ◇(別途資料の朗読、説明)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議 長 それでは、ないようですので、採決をしたいと思います。

令和5年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見について原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、協議事項(2) 令和5年度農地等の利用最適化の推進施策等に関する意見については、原案を承認といたします。

次に協議事項(3) 農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

星野主事 ◇(議案書の朗読、説明)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇(意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。

農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇ (挙 手)
全員賛成でありますので、協議事項 (3) 農用地利用集積促進事業奨励金の審査については、原案を決定いたします。
次に協議事項 (4) 農用地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

星野主事 ◇ (議案書の朗読、説明)
議 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

議 長 ◇ (意見、質問等なし)
ございませんか。なければ、採決をいたします。
農用地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについて、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇ (挙 手)
賛成多数でありますので、協議事項 (4) 農用地等の利用最適化の推進に関する指針の見直しについては、原案を決定いたします。

次に、33ページ以降の報告事項ですが、報告事項 (1) から (5) までの内容は、

(1) 法第 4 条の届出書の受理状況	5 件
(2) 法第 5 条の届出書の受理状況	1 9 件
(3) 法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の交付状況	2 1 件
(4) 現況証明交付状況	3 件
(5) 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数	2 件

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会いたします。
(閉会午後 3 時 4 1 分)

※総会終了後、「議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の審議の際の 1 番委員からの質問に対する回答あり

寺田主任 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご質問のあった整理番号 2 番、7 番の贈与における譲受人、譲渡人の関係について確認がとれましたので、お答えします。
まず、整理番号 2 番についてです。譲受人、譲渡人は甥、伯父 (叔父) の関係です。伯父 (叔父) である譲渡人が相続で受けた農地を利用しない意向であったため、耕作して欲しいとのことで、申請に至ったそうです。次に整理番号 7 番についてです。こちらは、もともと譲渡人と譲受人の亡くなったお母様の間で、利用権で貸借していたことが縁で申請に至ったそうです。以上です。
◇ (意見、質問等なし)